

令和7年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和7年4月25日

決			裁	
会 長	局 長	係 長	係	担 当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年4月25日（金）午後1時30分から午後2時26分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長：	1 番：	松村 孝市	会長代理：	2 番：	榎本 太
委 員：	3 番：	片野 敏彦	委 員：	4 番：	柳澤 兵庫
委 員：	5 番：	片野 賀津雄	委 員：	6 番：	川上 勝之
委 員：	7 番：	南波 雅子	委 員：	8 番：	安城 守英
委 員：	9 番：	三宅 寿晴	委 員：	10 番：	今井 輝子
委 員：	11 番：	長谷川 孝広	委 員：	12 番：	本間 浩
委 員：	13 番：	三浦 幸子	委 員：	14 番：	藤村 信広

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員：	中条：	15 番：	高橋 一栄	委 員：	中条：	16 番：	吉村 優作
委 員：	乙	17 番：	小泉 正	委 員：	乙	18 番：	井上 優彦
委 員：	築地：	19 番：	信田 寿幸	委 員：	築地：	20 番：	水澤 幸男
委 員：	黒川：	21 番：	中川 金男	委 員：	黒川：	22 番：	中山 学

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

第4号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第5号議案 令和7年度胎内市農業委員会事業計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村正紀

7 会議の概要

議長	ただ今から、令和 7 年 4 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5 番片野賀津雄委員、6 番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第 2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、3 月の総会以降の行事等の内容であります。 3 月 27 日、胎内市農業再生協議会総会が市役所 2 階大会議室で開催され、会長が出席してございます。 4 月 18 日、4 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様は案件を審査していただきました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 2 件、譲渡人からの要望による売買が 1 件の、計 3 件であります。 1 番の案件は、譲渡人からの要望により近江新地内の田について贈与するもので、面積は 1 筆 2,191 m²であります。 2 番の案件は、譲渡人からの要望により下館地内の畑について贈与するもので、面積は 1 筆 404 m²であります。 3 番の案件は、譲渡人からの要望により宮川地内の田について売買するもので、面積は 1 筆 1,067 m²、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。 第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の事前審査結果について 12 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
12 番	それでは、ご報告いたします。 去る 4 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 2 件、譲渡人からの要望による売買

	が 1 件の、計 3 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願ひします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願ひします。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願ひします。
事務局	第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 第 2 号議案は、駐車場及び資材置場整備のための転用及び事業計画変更が 1 件であります。 1 番の案件は、西条町地内の畑において、駐車場及び資材置場整備のための転用及び事業計画変更で、申請面積は 1 筆 364 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 2 号議案の事前審査結果について、12 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
12 番	それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案は、駐車場及び資材置場整備のための転用及び事業計画変更が 1 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 まず始めに地域計画が策定されたことにより、4 月以降の利用権設定での貸し借りについては、中間管理機構を通したもののみになります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、貸し借りの契約内容である農用地利用集積等促進計画については、農業委員会に意見聴取が求められているため、議題とするものであります。 次に議案資料の項目様式について説明します。 相対様式をベースに作成しましたので、譲渡人と譲受人と並べて標記されておりますが、実際には両者の間に中間管理機構が入った形で貸し借りが行われています。 項目の「利用権の設定の内容」ですが、左から「契約区分」、「契約の種類」、「契約期間」、「10 a 当たりの賃料」、「備考」となっております。 「10 a 当たりの賃料」について以前は「賃賃料」でしたが、促進計画の表記に合わせて、「賃料」という形の表記としております。 また、以前は労力不足等の「移動の理由」が項目としてありましたが、促進計画に記載項目が無いため、項目について削除しております。記載項目の説明については以上となります。続きまして内容の説明に移ります。 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 59 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 57 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 2 件の、計 59 件であります。 1 番から 5 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当

たりの賃料は 17,200 円から 23,000 円であります。

契約期間についてですが、中間管理機構との契約期間は原則 10 年以上となっております。今回の促進計画の始期が公告の関係で 6 月 28 日からとなり、10 年間で終了すると更新時期が耕作期間内となってしまうため、10 年間経過後の 12 月末を終期として統一しました。そのため 11 年間、作でいうと 11 作の期間でお願いしております。

議案書 4 ページをお願いします。

6 番から 10 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 17,200 円であります。

議案書 5 ページをお願いします。

11 番から 15 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 17,000 円から 17,200 円であります。

議案書 6 ページをお願いします。

16 番から 20 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 16,000 円から 17,000 円であります。

議案書 7 ページをお願いします。

21 番から 25 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 12,000 円から 16,000 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。

26 番から 30 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 9,000 円であります。

議案書 9 ページをお願いします。

31 番から 35 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 1,000 円から 9,000 円であります。

議案書 10 ページをお願いします。

36 番から 40 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 20,000 円であります。

議案書 11 ページをお願いします。

41 番から 45 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 20,000 円であります。

議案書 12 ページをお願いします。

46 番から 50 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 13,000 円から 14,000 円であります。

議案書 13 ページをお願いします。

51 番から 55 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 9,000 円から 23,000 円であります。

議案書 14 ページをお願いします。

56 番から 57 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円であります。

58 番から 59 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 20,000 円から 26,000 円であります。

以上で利用権設定の 1 番から 59 番の説明を終わります。

議長	第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 59 番の事前審査結果について、12 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
12 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 59 番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 57 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 2 件の、計 59 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案の 1 番から 59 番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。
2 番	再設定については、再設定前の賃料の価格が参考の形で表示されていたが、今回新しい様式でということで、削除されるのか。
事務局	初めての促進計画での書式ということでこのような形にさせてもらったが、再設定については、以前の価格が参考として必要という要望であれば、次回より価格を表示する形にしたいと思います。
13 番	賃料については、水代で変わると思うがその辺について教えてほしい。
事務局	今回からの促進計画では水代については、どちらが持つというところも契約の内容で示されます。実際にいくらなのかというところまではわかりませんが、お示しできるようにしたいと思います。今回の議案について、今はどれが水代を含んでいるのかいないのかは資料の中ではなくわしく分けておりませんので、次回からとさせていただきますと思います。
6 番	36 番からの〇〇営農組合は、経営面積が 0 だが、新規に法人ができたということですか。
事務局	はい。新しく法人が立ち上がったということであります。
6 番	ちなみに法人や株式会社の代表名というのは表示されていなかったか。
事務局	促進計画の内容では、代表者名が入っていない様式になっていまして、議案資料も代表者名を入れていない形での表記とさせてもらいましたが、代表者氏名が入った形式の方がよいでしょうか。
6 番	皆さんはどうかわかりませんが、私としてはその方がよいと思う。

事務局	これまで表記の関係で質問を受けた件と合わせて、検討させていただきます。
議長	今ほど3件の質問がありました。 一つ目の再設定については、前の賃料を標記した方がいいのかどうか。二つ目の水代について含んだ賃料であったり、含まない賃料であったりを分けた方がよいのか。三つ目は会社や法人の代表名の表記についてということでありました。 4月から促進計画により議案資料の表記の形が変わる旨は、今ほど皆さんに申し上げましたが、どういう表示の仕方がよいのか、足りない部分などがありましたら、事務局に意見を出していただければと思います。 今ほどの質問に関しては、事務局と検討・対応し、また委員の皆さんとも検討し、進めていきたいと考えています。
6 番	賃料とはあくまで中間管理機構との賃料ですよね。水利費については一律入っていないと考えてよいのか。
2 番	例えば私があなたに賃料を支払ったとして、お互いの話の中で、その賃料の中から水代については、あなたから土地改良に払ってください。そのような内容での貸し借りもあるので、水利費を含んだ賃料ということもある。
事務局	一般的には、所有者が水利費を持っている場合は、耕作者から支払う賃料は高めになってくるのかと思います。逆に耕作者が水利費を払うという場合は、賃料は安くなるということになってくるのかと思います。おっしゃる通り水利費を含んだ金額となれば、そこから手数料分が引かれるという仕組みになっていると思います。
6 番	賃料は中間管理機構を通して、水利費については個々でやり取りすれば手数料分が取られないからその方がいいのではないかなと思うが。
事務局	促進計画の記載事項の中には、水利費についてはどちらが持つかということを記載する欄を設けている。含んでいるのか、含んでいないのかがわかる形になっている。
6 番	水利費を含めた賃料金額であれば、水利費分から中間管理機構に手数料を取られていることになるのはちょっとおかしいよね。
議長	委員の言う通り、中間管理機構を通しての貸し借りの場合は、水利費は含まないで賃料を算出してやり取りする方がいいのかもしれない。胎内市農業委員会として方針を作るのも一つかもしれないが、それは農業委員会だけでなく、農林水産課も含めていろいろな人から意見を聞いて検討しなければならない。課題は今の質問の中でありましたので、対応していきたいと思います。 他に質問は有りますでしょうか。 (質疑・なしの声)

議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の1番から59番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第3号議案の利用権設定の1番から59番は、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の60番から72番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。 (議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	第3号議案の利用権設定の60番から72番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが13件であります。 議案書14ページをお願いします。 60番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。 議案書15ページをお願いします。 61番から65番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。 議案書16ページをお願いします。 66番から70番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は16,000円であります。 議案書17ページをお願いします。 71番から72番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は10,000円から16,000円であります。 以上で利用権設定の60番から72番の説明を終わります。
議長	第3号議案の利用権設定の60番から72番の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
12番	それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の60番から72番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが13件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といた

	しましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第3号議案の利用権設定の60番から72番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の60番から72番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。 (議事参与委員・入室)
議長	第3号議案の利用権設定の60番から72番は、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の73番から79番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。 (議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	第3号議案の利用権設定の73番から79番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが3件の、計7件であります。 議案書17ページをお願いします。 73番から75番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は5,000円であります。 議案書18ページをお願いします。 76番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃料は5,000円であります。 77番から79番は、中間管理機構と11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃料は5,000円から10,000円であります。 以上で利用権設定の73番から79番の説明を終わります。

議長	第 3 号議案の利用権設定の 73 番から 79 番の事前審査結果について、12 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
12 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案の利用権設定の 73 番から 79 番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 4 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 3 件の、計 7 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 73 番から 79 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の利用権設定の 73 番から 79 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。 (議事参与委員・入室)
議長	第 3 号議案の利用権設定の 73 番から 79 番については、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案の利用権設定の 80 番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。 (議事参与委員・退室)
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	第 3 号議案の利用権設定の 80 番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。

	議案書 18 ページをお願いします。 80 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 14,000 円であります。 以上で利用権設定の 80 番の説明を終わります。
議長	第 3 号議案の利用権設定の 80 番の事前審査結果について、12 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
12 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案の利用権設定の 80 番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 80 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の利用権設定の 80 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。 (議事参与委員・入室)
議長	第 3 号議案の利用権設定の 80 番は、承認することに決定いたしました 次に、第 4 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 4 号議案をご説明いたします。 議案書 19 ページをお願いします。 第 4 号議案は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うものであります。

	農業振興地域整備計画に関する基礎調査を実施し、調査の結果必要が生じた時は計画を変更することになっていますが、農業振興地域の更については、農業委員会への意見聴取が求められているため議題としているものであります。 議案資料の3農用地利用計画の変更(1)編入についてですが、①～③の農地について中山間地域等直接支払制度の対象地としたいことから編入が必要な箇所となっております。編入については、合計5筆2,469㎡となります。 議案書20ページをお願いします。 (2)除外についてですが、真ん中の項目に農用地区域からの除外理由について記載してあります。 ⑥が農業委員会で非農地判定をしたものとなります。 ⑦は高速道路用地、⑧は一般道路用地、⑨は河川用地となっているものが除外面積として大きい内容のものとなっております。 議案書21ページをお願いします。 ⑪が胎内川沿岸土地改良区駐車場用地、⑬が大塚の城の山古墳と羽黒の奥山の庄の史跡用地、⑭は八幡の農業集落排水処理施設を整備した用地、⑯は黒川中学校のところにある学校農園及び孵化場を整備した用地となっております。 除外については、下段の合計2,328筆1,056,754.99㎡となります。 議案書22ページをお願いします。 (3)錯誤による変更するものが、合計28筆26,162.85㎡となります。 詳細について確認したい方は、農林水産課担当までお願いしたいと思います。 以上説明を終わります。
議長	第4号議案の事前審査結果について、12番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
12番	それでは、ご報告いたします。 第4号議案は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「特に支障なし」と意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。
6番	次の見直しはいつなのか。
事務局	概ね5年後となります。
事務局長	このたび農業振興地域整備計画の変更に係る意見として提出をさせていただいているわけですが、平成22年に旧町村の計画を合わせて胎内市の計画としてから、初めての見直しとなっております。そこからですので、農業振興地域整備計画の見直しに15

	年かかった形となっております。今後は 5 年 1 度のペースで見直すべきところは見直していった計画を進めていきたいと考えております。
6 番	我々が農地パトロールして耕作放棄地といったところを非農地化してくれるのか。
事務局	パトロールした結果現状が山林化しているなど、昨年度に下荒沢地域で非農地したようにある程度エリアが固まって非農地化したケースと、また 1 つ 1 つの議案の中で非農地にしたケースなどが積みあがって、農業振興地域整備計画の全体見直しの中で変更されるという流れになります。農地パトロールによる遊休農地が全て非農地になって変更されるわけではありません。
6 番	今まで農業振興地域の農地は非農地にできないと思っていたが。
事務局	農業振興地域内でも農業委員会で非農地と判定することはありますし、このような全体見直しのタイミングの中で農振は除外にはなります。
議長	ほ場整備後 8 年間は除外できないルールはあったと思う。また除外するにあたっては、目的によって県の承認に時間がかかる場合とそうでない場合もある。 農振から除外するという案件は無いことが良いのだろうが、それは農業委員会だけの問題でもない。本来であれば農地からは基本的には外したくない。 この案件については、推進委員も質疑してもらいたいと思いますがいかがですか。
	(質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。
	(農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 4 号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。 次に、第 5 号議案「令和 7 年度胎内市農業委員会事業計画(案)について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 5 号議案をご説明いたします。 議案書 23 ページをお願いします。 第 5 号議案については、毎年度当初において農業委員会の一年度間の事業計画を定めるものであります。 事業計画の内容につきましては、これまでの事業計画を概ね承継しております。

	事業計画は、(1) から (7) の項目があり、その中に具体的な推進行動を示しております。 主な部分について説明させていただきます。 (2) 遊休農地の発生防止・解消としまして、①優良農地の確保と無断転用の防止に関する事項として、農地パトロールと利用状況調査に合わせ、活動強化月間を実施したいと思います。 (3) 「地域計画」による農地利用最適化の推進ということで、昨年度末に策定しました地域計画において、①に計画の実現に向けて実施・見直しの継続的な取り組みの推進を記載しております。②に効率的な農地利用を目指して農地中間管理事業の活用を推進を記載しております。 24 ページをお願いします。 (5) 農政対策としまして、①意見の提出について、例年取り組んでいる関係行政機関等に対する意見の提出を行うこととしています。 (6) 農地利用最適化活動としまして、②活動記録簿への記帳について今年度も取り組んでいただくようお願いします。 (7) 委員会の運営としまして、①会議開催の 1 番目定例総会は毎月 1 回開催します。総会のご参加について日程調整をよろしく願いいたします。またやむを得ず欠席の際は、欠席の理由を付してご連絡をお願いいたします。②委員及び職員研修の実施としまして、コンプライアンス研修、タブレット操作研修など委員資質向上のため研修を実施していきます。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、第 5 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 5 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 5 号議案は承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 7 年 4 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年4月25日

議 長

5 番

6 番
